

職業能力開発促進法第 24 条に定める認定職業訓練に係る基準

職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。)第 24 条に定める認定職業訓練に係る基準については、能開法及び職業能力開発促進法施行規則(以下「規則」という。)、厚生労働省各種通知に定めるものに加えて、当基準で定めるものとする。

第 1 認定(能開法第 24 条第 1 項)

1 実施主体

能開法第 13 条に定めるとおり。

- ① 事業主
- ② 事業主の団体若しくはその連合団体
- ③ 職業訓練法人
- ④ 中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会
- ⑤ 一般社団法人若しくは一般財団法人
- ⑥ 法人である労働組合
- ⑦ その他の営利を目的としない法人

2 職業能力を実施する能力

能開法第 24 条で実施主体は「職業訓練を的確に実施することができる能力」を有することが求められる。職業訓練を的確に実施することができる能力を有すると判断する基準を次のとおり定める。

- ① 実施体制や訓練経費の確保等から判断して、職業能力を永続して実施できること。
- ② 職業訓練法人以外の団体の場合は、定款等にその業務又は事業の 1 つとして職業訓練について明確な定めがあるほか、職業訓練に要する年間経費の主たる収入源等から勘案して職業訓練について永続性があると認められること。
- ③ 訓練生数は、1 事業主が単独で行う場合は 3 人以上、共同で行う場合は 1 訓練科につき 3 人以上であること。
- ④ 労働基準法第 70 条の規定に基づく厚生労働省令又は労働安全衛生法第 61 条第 4 項の規定に基づく厚生労働省令の適用を受けるべきものであるときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県労働局長の許可を受けていること。

なお、永続性を確認するため、過去に申請を希望する課程を 1 期以上実施していることを要する。また、実施している職業訓練の実施状況が良好であることを確認する。そのため、訓練を実施する前の段階や開始直後では認定しない。

3 認定職業訓練の訓練生(対象者)

- (1) 一事業主が単独で行う職業訓練
 - ・ 事業主が雇用する労働者

※他事業主が雇用する労働者を受け入れる場合は、事業主が雇用する労働者を超えない範囲とする。他事業主が雇用する労働者の受け入れ範囲は、複数年の実績で判断し、一時的に上回ることは認める。

(2) 二以上の事業主が共同で行うか協同組合等の団体が行う職業訓練

- ・構成している各事業主が雇用する労働者

※構成している各事業主以外が雇用する労働者を受け入れる場合は、構成している各事業主が雇用する労働者を超えない範囲とする。構成している各事業主以外が雇用する労働者の受け入れ範囲は、複数年の実績で判断し、一時的に上回ることは認める。

- ・未就職卒業者等

※訓練内容に係る業界団体が業界の人手不足を解消し、人材確保を目的として実施する場合に認める。

4 認定職業訓練の種類等

能開法第 19 条、規則第 9 条～第 15 条に定めるとおり。

5 訓練所要経費

訓練を実施するにあたり、訓練に要する経費のうち一部を訓練生に負担させ訓練の運営に充てることができる。

第 2 取消（能開法第 24 条第 3 項）

1 訓練を行わなくなったとき

能開法第 24 条第 3 項に定める「事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなったとき」と判断する基準を次のとおり定める。その際、当該施設で認定されている全ての訓練の認定を取り消す。ただし、訓練生が確保できず休止届を提出している場合はこの限りではない。

- ・訓練施設が認定されている訓練のうち 1 つ以上の訓練を実施せずに 5 年間が経過した場合

附則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。